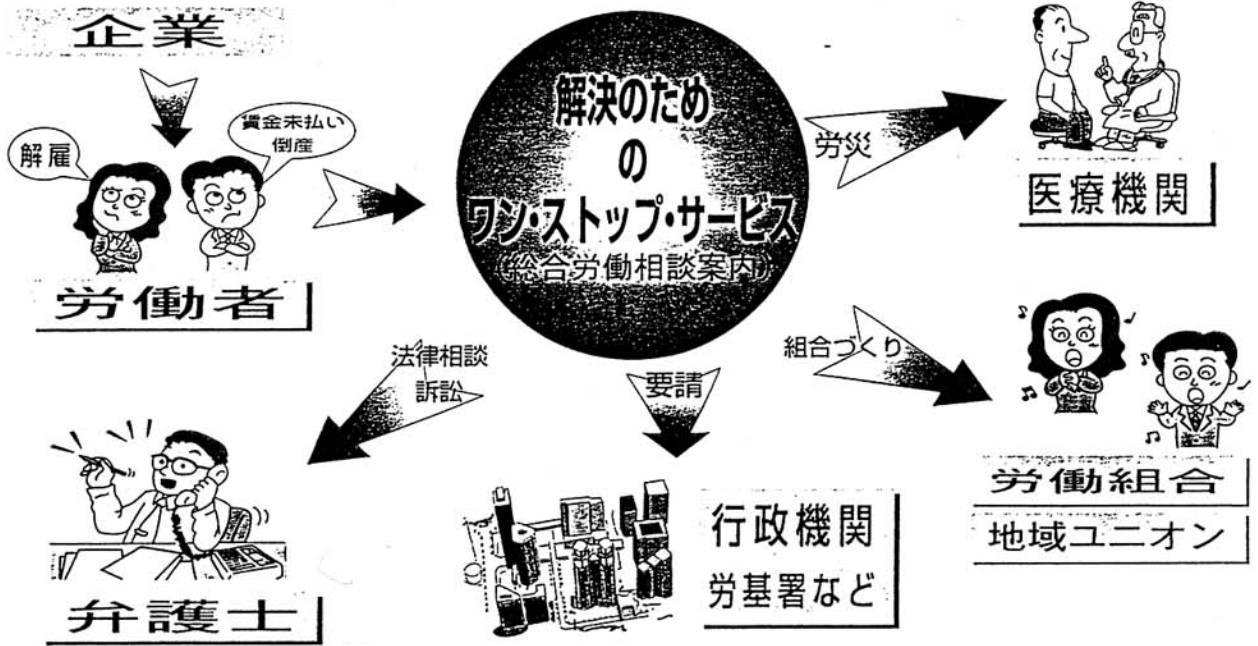


困ったときにまず

# 神奈川労働相談ネットワーク

- ・突然、解雇通知をうけた。
- ・賃金、時間外手当、退職金の未払い
- ・労災が適用されない。
- ・退職強要やいじめをうけている。
- ・労働組合を作りたい・・・。

あなた自身や、友人知人からのこんな相談に対し、経験豊かなスタッフが弁護士、専門家との協力で早期解決をめざします。



## 神奈川労働相談ネットワーク

TEL 045-573-4315 (FAX兼用)

相談日 月～金 午前10:30～12:00  
午後13:00～15:00

〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9  
サンコーポ豊岡303号室

